

価格提案書の記載についての注意事項

- (1) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。
- (2) 「年月日」欄は、価格提案の実施年月日（令和〇年〇月〇日）を記入してください。
- (3) 「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。

ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。

- (4) 「金額」欄は、1 枠に 1 字ずつ算用数字「1、2、3……」で記載し、金額の前枠に「¥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。
- (5) 応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- (6) 誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線＝で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。

「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線＝で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。

- (7) 使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。
- (8) 「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。